

## 福岡市教育委員会の名義後援事業に係るホームページへの案内掲載に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市教育委員会（以下「市教委」という。）が後援名義の使用（以下「後援」という。）の承諾を行った事業の案内を福岡市教育委員会ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載し、児童生徒又は保護者への周知に協力する際の事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (掲載事項)

第2条 ホームページの掲載事項は、後援の承諾を行った事業の事業名、概要、開催日、開催場所、対象者、参加者募集等の応募締切、主催者及びチラシ等のデータとする。

2 チラシ等のデータは、次の各号の規格を満たすものとする。

- (1) ファイル数 1
- (2) ファイル形式 PDF
- (3) 容量 5メガバイト以下

### (掲載基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する案内は、ホームページへの掲載を行わないものとする。

- (1) 福岡市及び市教委の施策に合致しないもの
- (2) 行政の中立性を損なうもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 法令及び公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 人権侵害、差別、名誉毀損となるもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 青少年の保護又は健全育成に好ましくないもの
- (6) 案内を掲載する事業以外の広告を含むもの
- (7) 市教委の主催事業であるかのような誤解を与えるもの
- (8) 市教委の後援の承諾を得ている旨の記載がないもの
- (9) 事業の参加者や募集作品を学校で取りまとめる必要があるもの
- (10) 事業の主な対象者が教職員であるもの
- (11) その他案内の掲載がふさわしくないと市教委が認めるもの

2 前項第6号に該当する場合において、案内の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）が自ら当該部分を白抜きにする等、広告が表示されない処理を行った上で申請した場合は、ホームページへの掲載を行うことができる。

### (掲載方法)

第4条 案内の掲載日は、原則として毎月5日及び20日とする。

2 案内を掲載する順序は掲載日順とし、掲載日が新しいものを上とする。ただし、同日の場合の順序は市教委が決定する。

3 案内を掲載する期間は、原則として掲載日から6月とする。

(掲載申請)

第5条 掲載希望者は、ホームページ上の専用フォームにより申請するものとする。

2 同一の名義後援事業に係る申請は年間2回を限度とする。

3 市教委は、原則として、毎月1日から15日までに受け付けた申請に係る案内を翌月5日に、毎月16日から末日までに受け付けた申請に係る案内を翌月20日に掲載するものとする。

4 市教委は、掲載希望者に対し依頼内容の補正を求め、又は自ら補正することができるとともに、追加資料の提出を求める等の必要な指示をすることができる。この場合において、掲載希望者が市教委による補正の求めや指示に従わない場合には、案内の掲載を行わないものとする。

(掲載の取止め)

第6条 市教委は、案内の掲載をしておくことが不相当であると認めたときは、当該案内の掲載を取り止めるものとする。

(案内の変更及び取下げ)

第7条 掲載希望者は、自己の都合により案内の変更又は案内の掲載の取下げを求めることができる。

2 前項の場合、第5条の規定を準用する。

(掲載希望者の責務)

第8条 掲載希望者は、案内に関する一切の責任を負う。

2 掲載希望者は、第三者から案内に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、全て自己の責任及び負担において解決しなければならない。

3 掲載希望者は、案内が第三者の権利を侵害するものではないこと及び案内に係る財産権の全てにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。

(その他)

第9条 その他案内の掲載につき必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行し、令和7年2月5日以降の案内の掲載について適用する。